

## 浜松市公共工事等の前金払等実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、公共工事等に係る前金払及び部分払について必要な事項を定める。

### (対 象)

第2条 市が発注する1件の契約金額が300万円以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）及び工事の設計、調査又は測量（以下「設計等」という。）について、前金払並びに工事及び設計等の出来高に応じた部分払をすることができる。

### (前金払の額)

第3条 前金払の額は、契約金額の10分の4（設計等にあつては10分の3）以内の額とする。

2 債務負担行為又は継続費の2年度以上にわたる契約における前金払は、当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

### (契約説明書への記載)

第4条 前金払をしない工事及び設計等は、契約説明書にその旨を明記する。

### (保証契約証書の提出)

第5条 受注者は、前金払の請求をしようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との保証契約に係る保証証書を提出すること。

### (前払金等の変更)

第6条 工事及び設計等の内容の変更等の理由により契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額に基づく前払金額から既に支払った前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

2 工事及び設計等の内容の変更等の理由により契約金額が著しく減額された場合において、既に支払った前払金額が、減額後の契約金額に基づく前払金額に当該減額後の契約金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内に、当該超過額を返還しなければならない。この場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

4 受注者が第2項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額

を返還しなかったときは、その未返還額につき、第 2 項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、請負契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

- 5 工事及び設計等の内容の変更等の理由により工期を延長した場合においては、遅滞なくその旨を保証事業会社に通知するものとする。

#### （前払金の使途制限）

第 7 条 前払金は次の各号に掲げるもの以外の支払に充当してはならない。

- (1) 工事においては、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料。
- (2) 設計においては、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料。ただし、機械器具の賃借料、交通通信費及び修繕費にあつては、測量に限るものとする。

#### （解除に伴う措置）

第 8 条 前払金が未完済で竣工の見込みのない工事及び設計等について契約を解除する場合は、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

#### （部分払の率）

第 9 条 部分払の方法は、次のとおりとする。

- (1) 部分払金の額は、次の式により算定して得た額以内の額とする。  
出来高金額 × ((9/10) - (前払金額 / 請負代金額))  
ただし、この場合において、既に部分払の対象となった出来高歩合は、算入しない。
- (2) 出来高調書の総出来高歩合（パーセント単位）は、小数点第 2 位以下を切り捨てる。
- (3) 出来高金額は、請負金額に総出来高歩合を乗じて得た額とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- (4) 支払額は、1 万円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (5) 総出来高歩合が 91 パーセント以上である部分払の請求は認めない。

#### （部分払の回数）

第 10 条 部分払の申請をすることができる回数は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が 300 万円以上 1,000 万円未満の場合 1 回
- (2) 契約金額が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の場合 2 回以内
- (3) 契約金額が 5,000 万円以上の場合 3 回以内

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、その 100 分の 25 を超える額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうちその施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この要領の施行の日以前に締結した工事及び設計等の請負契約についても適用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する工事及び設計等の請負契約について適用し、施行日前に締結した工事及び設計等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する工事及び設計等の請負契約について適用し、施行日前に締結した工事及び設計等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 25 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する工事及び設計等の請負契約について適用し、施行日前に締結した工事及び設計等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する工事及び設計等の請負契約について適用し、施行日前に締結した工事及び設計等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 31 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 28 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 19 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 28 日から施行し、改正後の浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。